

引っ越しシーズンです！ 水道のお届けは済まれていますか？

水道を使用される時は、届け出が必ず必要です。

住所、氏名、開栓日時等をお尋ねします。

【申込先】 武雄市管工事協同組合

☎(23)2250へご連絡ください。

●時間 8時から17時まで

※土、日、祝日も受け付けておりません。

●使用時には立ち会いをお願いしておりますので、ご協力をよろしくお願いします。



注意

水道を閉められる場所の届け出もお忘れなく！
お届けがないと、使わなくても基本料金がかります。

水道の開始・中止のご連絡はお早めに！



担当：黒尾

水道料金のお支払いは便利な口座振替をご利用ください。
口座振替の申込みは、開栓時に一緒にお渡しした口座振替申込書に必要事項をご記入いただき返信用封筒にてポストに投函してください。
また、現在水道をご利用いただいている方で、口座振替をご希望の方は、水道課までお尋ねください。

平成21年度 水道水質検査計画を策定しました

料理や飲み物、お風呂など、毎日の生活に欠かせない水道の水。身近すぎて普段は意識していないで使っていますが、こんなに安心できる水道水は、世界的に見てもそう多くはありません。

この万全の安心を支えているのが、水質検査です。市民の皆様は安全で良質な水道水をお届けするため、水源から蛇口までの水質検査の項目や検査回数を定めたものです。※毎年、事業年度の開始前に策定し公表しています。

● 水質検査計画の構成

- ①基本方針
- ②水道事業の概要
- ③原水及び浄水の品質状況
- ④検査地点
- ⑤水質検査項目と検査頻度
- ⑥臨時の水質検査
- ⑦水質検査方法
- ⑧水質検査計画及び結果の公表
- ⑨水質検査の精度と信頼性保証
- ⑩その他水質検査計画の実施に配慮すべき事項

● 閲覧方法

市役所の行政資料閲覧コーナー
水道課
市ホームページ

※行政資料閲覧コーナー、水道課での閲覧は、平日の8時30分から17時まで。市ホームページはいつでもご覧になれます。



情報公開コーナー
(市役所3階)

☎ 水道部水道課
☎(23)22874

標準小作料の改訂

農業委員会は、農地法第23条第1項の規定に基づき、今年4月1日からの標準小作料を改訂しました。

農地の小作契約(使用賃借・賃借)は、その内容を明らかにするために、契約の期間、小作料などを明記した契約を結ばなくてはなりません。

小作料を変更される場合は、貸し手・借り手の双方で話し合いのうえ、契約変更の手続きをしてください。農地の区分と10アールあたりの標準小作料は、次のとおりです。

- 田のA地区 18000円
・ 橋町平田部と北方町の国道34号線より南側の園場整備地区で生産性の高い地域
 - 田のB地区 15000円
・ 武雄町、朝日町、若木町、武内町の園場整備地区で生産性の高い地域
 - 田のC地区 12000円
・ 東川豊町、西川豊町、山内町、北方町(A地区を除く)の立地部の園場整備地区で生産性の高い地域
 - 橋町(A地区を除く)の園場整備地区で生産性の高い地域
 - 田のD地区 8000円
・ A、B、C地区及びE地区以外の地域
 - 田のE地区 15000円
・ 園場整備地区を除く中山間地域
- ※畑の標準小作料は廃止しました。

☎ 農業委員会事務局 ☎(23)9245